

平成 年 月 日

日本映像ソフト制作・販売倫理機構 殿

会社名

所在地

代表者

社印及び

代表者印

誓 約 書

日本映像ソフト制作・販売倫理機構に加入するに当たり、次のことを誓約します。これに反した場合には、本機構定款第10条第2項による処分を甘受し、一切の異議申し立ては致しません。

記

- 1 アダルト映像の出演女優は20歳以上とし、年齢の確認は客観的な資料によって確実にを行うこと。
- 2 出演契約の締結は、事前に、撮影の目的、内容等を十分に説明した上、出演者の任意かつ自由な意思の下で行うこと。
- 3 出演契約の締結に際しては、出演者の意思によって撮影に関して条件を付することができることを説明した上、契約書にその旨を記載すること。
- 4 出演契約締結後から撮影が終了するまでの間に、出演者から契約を解除したい旨の申し出があった場合は、その理由の如何を問わずこれに応ずること。
- 5 出演契約の解除に伴って損害が発生した場合は、出演者個人に対しては一切の債権を主張することなく、制作メーカー及びプロダクションで負担すること。
- 6 出演契約の解除に応じる場合においては、出演者に対して当該契約を解除後1年間はアダルト映像に出演しない旨の確約を申し入れることができることとする。
- 7 非会員及び資格の停止、制限の処分を受けた会員に代わって受審し、又は映像ソフト審査済シールの交付を受ける等の代理行為を行わないこと。
- 8 名義貸しをしないこと。
- 9 理事会の承認を得ないで、他の審査団体に加入し、又は受審しないこと。
- 10 本機構の審査を受けないで映像ソフトを販売等しないこと。
- 11 本機構の審査済作品と未審査の作品又は一定の基準で審査されたと認められない作品が混合している作品は、そのすべてについて審査を受けること。
- 12 審査済作品を改編する場合は、改めて審査を受けること。
- 13 映像ソフト以外のパッケージ、ポスター、パンフレット、チラシ、その他に使用する写真、絵等についても事前に審査を受けること。
- 14 制販倫理マーク及び映像ソフト審査済シールを不正に使用しないこと。
- 15 退会するときは、在庫の映像ソフト審査済シールを返納すること。
- 16 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と取引をし、又は交際するなどの不適切な関係をもたないこと。
- 17 その他、審査員の判定、指示を尊重するとともに、本機構の定款、規程、要綱、細則及び倫理基準等の規定に反する行為をしないこと。

以 上